

第36回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

令和元年11月1日（金）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第36回 和光市 駅北口土地区画整理審議会			
開催日	令和元年11月1日(金)	開会時間	10時15分
会場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	11時00分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	1番 齊藤 秀雄 2番 柳下 茂 3番 和田 正夫 4番 田中 義久 5番 富岡 征四郎 6番 永戸 章義 7番 石田 良子 8番 井口 末男 9番 大橋 利喜夫 10番 金子 正義		市長 松本 武洋 建設部長 木村 暢宏 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 榎本 一彦 主幹 永野 淳 所長補佐 入谷 学 統括主査 小川 和宏 統括主査 黒田 繁
			傍聴 1名
議案	(1) 会長及び会長代理の選出について (2) 議席の決定について		

司会 (入谷)

ただいまより、第36回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。本日は、改選後初めての審議会となりますので、しばらくの間、駅北口土地区画整理事業事務所の入谷が、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

なお、本日1名の方から傍聴の申し出がございます。審議会議事運営規則第6条により会議は公開としていること。また、本日の審議内容につきましては非公開とすべき事項がないため、招集者である施行者の判断により傍聴を認めさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

司会 (入谷)

ありがとうございます。

異議なしの声を頂きましたので、傍聴を認めたいと思います。それでは、傍聴の方を入場いたします。

(傍聴者入場)

司会 (入谷)

それでは開会にあたりまして、和光市長から挨拶を申し上げます。よろしくお願

します。

あらためまして、皆様こんにちは。先ほどは第三期の審議会委員改選に伴う当選証書付与式を行わせていただきまして、新たな任期がスタートするわけでございます。

さて、先般の台風19号では、皆様ご存じのとおり避難勧告ということで、大きな危機に直面したわけでございます。結果的に、和光市においては崖崩れが1か所で、現在、3件避難しておりますけれど、近隣の朝霞では床上、床下合わせて約130件、志木市では180件が、水をかぶるという事態であったということですが、和光市においては、被害が非常に軽微に済んだのかなと思っております。その背景でございますのは、私どもが進めてまいりました都市計画事業、特に、谷中の土地区画整理事業ですとか、あるいは丸山台の土地区画整理事業、そういった所の着実な調整池などの雨水対策でありますとか、谷中川、越戸川の堤防のかさ上げ等の投資が、しっかりと効果を奏したのかなと考えております。今、巷で筋肉は裏切らないという言葉が、筋肉体操ということで流行っておりますけれど、やはり公共工事の災害対策は裏切らないということ、私どもは改めて、身をもって実感した次第であります。ただし、今回の台風では荒川の堤防も残りあと2mを切るという状態、そして、越戸川、白子川においてもあと数10cmという所まで水がやって参りまして、同じような雨が降った場合にこれが耐えられるかというのは、なかなか分からない状況でございます。特に、平成26年の集中豪雨では106mmの降雨でございましたが、今回は24時間の単位で考えますと280mmでございます。また、地域によって関東平野の中でも300mmを超えた所がございまして、そういう意味で言うと、この北口にとっても着実な都市計画を推進する。また、その他の都市計画事業もしっかりと推進する中で、災害から命を守る。そんなまちづくりをしていきたいと強く決意をした次第でございます。

特に、今、第五次総合振興計画の策定を進めているところでございます。この北口の事業はそのリーディングプロジェクトでございます。南口で進んでおります東武鉄道の事業を踏まえて、北側にも和光市の顔となる立派なまちができることが私たちの願いであり、また、それが実際に命を守ることに繋がるということ、実感したわけでございます。

ぜひ、今後とも皆様にはご協力を賜りながら、命を守るまちづくり、そしてまた、顔となるまちづくりを進めていきたいと考えております。

本日でございますが、第36回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会の開催となりますが、改選後の第1回目の審議会となりますので、「会長及び会長代理の選出」、そして、「議席の決定」をお願いする次第でございます。何卒よろしくご願ひ申し上げます。

司会（入谷） ありがとうございます。

市長でございますが、この後公務を控えておりますので、ここで退席させていただきたくお願い申し上げます。

松本市長 それでは、何卒よろしくお願い申し上げます。失礼いたします。

司会（入谷） それでは、会議に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、資料1 審議会委員名簿、資料2 審議会の役割、資料3 審議会会議運営規則、資料4 審議会傍聴要領、資料5 施行規程になります。

それでは続きまして、出席者の紹介をさせていただきたいと存じます。

初めに、委員の方々の紹介をさせていただきます。

選挙により選出されました委員の皆様方におかれましては、自己紹介をお願いをしたいと思います。

なお、配布しております委員名簿は立候補届け出順となっております。その名簿順により仮議席1番井口委員からお願いいたします。

（各委員あいさつ）

司会（入谷） 続きまして、土地区画整理法第58条第3項及び和光市駅北口土地区画整理事業施行規程第10条第3項の規定により、学識経験を有する者から選任いたしました委員2名の方を、建設部長からご紹介させていただきます。

木村建設部長 建設部長の木村でございます。

それでは、初めに金子様をご紹介いたします。金子様は和光市に在住で、埼玉県庁に奉職され、住宅都市部長を歴任。ご退職後は、吉川駅南特定土地区画整理審議会委員、さいたま市新都心土地区画整理審議会会長、草加市三郷中央一体型特定土地区画整理審議会委員、和光市都市計画審議会委員など、幅広くご活躍され、豊富な経験と都市計画の専門的知識、区画整理事業への理解と広い識見をお持ちの方です。

次に、田中様をご紹介いたします。田中様は和光市在住で、和光市役所に奉職され、保健福祉部長、企画部長、建設部長を歴任。土地区画整理事業への理解と広い識見をお持ちの方です。

以上、第一期、第二期に引き続き金子様を、また、田中様には新たにお問い合わせいただきました。

司会（入谷） それでは、お二人から自己紹介をお願いしたいと思います。

（各委員あいさつ）

司会（入谷） 次に、市職員の紹介をさせていただきます。

（市職員あいさつ）

司会（入谷） 続きまして、本日の日程につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の次第に沿って進めてまいります。初めに配布しております資料のご説明をいたします。次に、議題1 会長及び会長代理の選出です。会長が選出されるまでの間座長を指名します。

次に、議題2に進みます。名簿により仮議席とさせていただいておりますが、抽選により議席番号を決定します。

これで、本日の会議が終了となります。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料につきまして事務局よりご説明をさせていただきます。

事務局（永野）

本日配布しました資料の2と資料の3、についてご説明させていただきます。

第二期に引き続き再任されました委員の方につきましては、すでにご説明しておりますが、再確認ということでお聞きいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の「土地区画整理審議会の役割」についてご説明いたします。お時間に限りがございますので要点を絞って説明いたします。

1. 審議会の概要についてです。

(1) は設置の根拠、県や市などの公共団体による事業については、諮問機関として審議会の設置が義務付けられております。審議会は任務が終わった場合に廃止されます。任務が終わった時というのは一般的に換地処分公告のあった日と言われております。

(2) は目的及び性格、審議会は「換地計画」、「仮換地の指定」など法律に定める重要な事項について、施行者から提出された諮問に対して、審議し、答申する機関となっております。そのため、審議会委員から発議することは基本的にはできないこととなっております。

2. 権限（職務）についてご覧ください。

土地区画整理法に定める審議会の権限については、1番の(2)の目的のとおり法律に定められた事項について、「同意を得る事項」と「意見を聞く事項」があります。

「同意を必要とする事項」は(1)から(5)となります。

「意見を必要とする事項」は(1)から(4)となります。

3. 委員については(1)の任期について5年となりますが、任期中に土地の売買など、所有権移転や借地権の契約が解除されるなど土地や借地権の権利が有しなくなった場合は、審議会委員の地位は失われることとなります。

(2)の委員の身分については特別職の地方公務員となりますが、一般職とは異なり、他の職務との兼任も認められており、地方公務員法上の「秘密を守る義務」の規定は適用されません。

ただし、個人のプライバシーにかかる事項については、「守秘義務」が適用されることとなります。

これは、個人の基本的な権利を尊重し、個人の利益の保護などを目的に設置されております。「和光市個人情報保護条例」に「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報情報を漏らしてはならない。」と規定されておられ、審議会委員も「守秘義務」の適用がされることとなりますので、よろしくお願ひします。

以上で資料2の審議会の役割についての説明を終わります。

続きまして、資料3 審議会議事運営規則についてご説明いたします。

こちらの規則につきましては、審議会の議事運営に関する事項を定めたものです。こちらにつきましても、要点を絞らせてご説明いたします。

第2条は会長及び会長代理についてです。

会長と会長代理を互選により決定します。会長につきましては、審議会を代表し、議事その他の会務を総理することとしています。

第6条は会議の公開に関する事で、会議は原則として公開とします。

ただし、個人情報を含む議題などについては、審議会の議決により、非公開とすることが出来ます。

第9条、第10条は採決の内容です。

採決する場合は、会長がその旨を宣言し、原則として挙手により行うものとします。

第12条は議事録の作成についてです。

議事録は会長と会長の指名する委員の2名が署名、押印することとなっております。審議会の会議で指名された委員の方は、作成した議事録をお持ちしますので、内容を確認のうえ署名、押印をお願いします。

議事録については、駅北口事務所、それから本庁舎、図書館においても備え付けており、市のホームページにおいても閲覧することが出来ます。

第13条委員の辞任についてです。

委員は、辞任をしようとする場合は、審議会の承認を得なければならないとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

司会（入谷）

以上、説明がありましたがご質問はございますか。

無いようですので、次に進めます。

それでは、これから議事に入ります。

この会議は、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって会議は成立することとなっております。本日の出席委員は10名でございます。よって本日の会議が成立していることを報告いたします。

なお、発言する際には挙手をし、指名を受けましたら氏名を告げてから発言をお願いいたします。また、本審議会においては、議事録を作成することから録音を行いますことをご理解をお願い申し上げます。

続きまして、会長を選任するまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきたいと思っております。座長につきましては、事務局側の所長が座長として引き続き進行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 (入谷) ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、座長は所長を指名させていただきます。

所長、よろしくお願いいたします。

座長 (榎本) それでは会長が選出されるまでの間、暫時、座長の責を務めさせていただきたいと存じます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

議事に入らせていただきます。

「会長及び会長代理の選出」につきましては、本審議会議事運営規則第2条第2項の規定に基づき「委員の互選により定める」となっております。

初めに、会長選出を行います。選出につきましては、指名推薦の方法、立候補による選挙の方法等がございます。ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

齊藤委員 齊藤です。指名推薦で決めていただければと思います。提案です。

座長 (榎本) ただいま齊藤委員より指名推薦の方法による提案がございました。そのほかにご発言ございますか。

(「なし」の声あり)

座長 (榎本) ご発言がないようでございますので、指名推薦の方法によることとさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

座長 (榎本) 異議なしと認めます。会長の指名推薦につきまして、ご発言ございましたらお願いいたします。

齊藤委員 齊藤です。金子さんを、これまでの審議会の運営の実績などから会長に推薦します。

座長 (榎本) ただいま、齊藤委員から会長に金子委員の推薦がありました。ほかに指名推薦のご発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

座長 (榎本) ご発言がないようですので、挙手多数で行いたいと思っております。推薦された方を除き、委員の挙手により決定したいと思います。

それでは、金子委員を会長に推薦する方の挙手をお願いいたします。

9名です。挙手多数により、金子委員を会長と決定させていただきます。

これで座長を解任させていただきます。ありがとうございました。

司会（入谷） ありがとうございました。

会長となられました金子委員は、会長席へお願いします。

ここで暫時休憩とします。

（暫時休憩）

司会（入谷） 新会長のご挨拶をお願いしたく申し上げます。

金子委員よろしくお願ひいたします。

会長（金子） ただいま、前回に引き続き指名をされました。大変に重い責任を負っておりますので、皆様のご協力を得ながら、目的に沿いまして達成してまいりたいと思います。

皆さんご協力よろしくお願ひします。

司会（入谷） ありがとうございました。

新会長となりました金子委員、議事の進行をお願いいたします。

会長（金子） 会議を再開いたします。

会長代理の決定について、和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第2条第2項の規定に基づき、委員のうちから互選して定めることとなっております。

会長代理の決定について、何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

石田委員 石田です。先ほどと同じように、指名推薦で決めた方がいいんじゃないかと思いません。

会長（金子） ほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

会長（金子） それでは、会長代理の推薦につきまして、指名推薦に決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会長（金子） 異議なしの声がございました。

ご異議が無いようでございますので、会長代理の選出については指名推薦の方法によることと決定させていただきます。

それでは、会長代理の推薦につきましてご発言がございましたら、よろしくお願ひいたします。

富岡委員 富岡です。齊藤委員を指名いたします。

石田委員 石田です。以前、市で建設部長を歴任されておりました田中義久委員を、推薦したいと思ひます。

会長（金子） ただいま、田中委員と齊藤委員につきましてご推薦がありましたので、皆様にお諮りしたいと思ひます。

齊藤委員 発言よろしいでしょうか。

齊藤です。ご推薦いただきましたけれども、私自身どう考えているかということ、私

も指名推薦で田中さんをイメージしておりましたので、そういった立場で富岡さんに、ご一考いただければという発言でございます。

会長（金子）

はい、ほかに何かご意見ございますか。

それでは、田中委員の推薦につきまして、挙手をして決めたいと思いますので、異議のない方は挙手をお願いします。

富岡委員

富岡です。異議じゃなくて質問なんですけど、今の齊藤委員の発言というのは、推薦を辞退するというのでしょうか。

齊藤委員

はい。

富岡委員

わかりました。

会長（金子）

よろしいでしょうか。

富岡委員

本人が辞退したい希望ですから、これはやむを得ないでしょう。

会長（金子）

わかりました。

ただいま齊藤委員に質問がありまして、辞退されるということで、田中委員を推薦することについて決定をしたいと思いますが、田中委員を推薦することにつきましてよろしい方は挙手をお願いいたします。

9名です。挙手多数により、会長代理に田中委員を決定したいと思います。

ただいま、会長代理に田中委員を決定しましたので、田中委員にごあいさつをお願いします。

田中委員

ただいま、会長代理に決定いたしました田中でございます。会長代理として会長を補佐するなど、その職務をしっかりと務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（金子）

どうもありがとうございました。

暫時休憩とします。

（暫時休憩）

会長（金子）

再開したいと思います。

それでは、議席の決定につきまして議事に入りたいと思います。

和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定により、抽選により議席を決定したいと存じます。抽選の順番でございますけれども、現在ご着席の仮議席の順序で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から抽選の方法を説明願います。

事務局（榎本）

はい、議席の抽選方法を説明いたします。

抽選につきましては、選挙に使用する抽選棒により行います。こちらの事務局でお示しした抽選棒でございます。

この抽選棒は1から10までの記載がされております。1番から順次引いていただ

き議席を決定するという方法になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局が回りますのでよろしくお願ひいたします。

【議席抽選】

事務局（榎本）

ただいまの議席の抽選につきまして、発表させていただきます。

議席番号1番は齊藤委員

議席番号2番は柳下委員

議席番号3番は和田委員

議席番号4番は田中委員

議席番号5番は富岡委員

議席番号6番は永戸委員

議席番号7番は石田委員

議席番号8番は井口委員

議席番号9番は大橋委員

議席番号10番は金子委員

以上でございます。

会長（金子）

ありがとうございました。

委員の皆様方には、今回の会議からただいま決定いたしました議席番号の席へ、ご着席をお願いしたいと思います。

なお、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第12条第3項の規定により、審議会ごとに会長のほか2名の委員が議事録の署名、押印をすることとなっております。また、この2名につきましては会長が指名することと規定されております。

本日の署名委員は

議席番号第1番の齊藤委員さん、議席番号第2番の柳下委員さん、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の議事のすべてが終了いたしました。

今後の審議会と予定について事務局へ説明を求めます。

事務局（榎本）

今後の審議会の開催につきましては、工事の進捗状況等の説明を令和2年1月、来年になりますけれども、開催する予定でおります。また、軽微な変更以外の仮換地指定の変更がございましたら、随時開催する予定でございます。

会長（金子）

これをもって閉会といたします。

大変、皆様おつかれさまでございました。

以上